第九十四条第一項中「これに係る」を「その」に、「不服がある者」を「ついての審査請求」に、「第三条第二項」を「第四条第一号」に、「審査請求をすることができる」を「するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為庁が、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該市町村の長又は都道府県知事に、指定確認検査機関である場合にあつては当該指定確認検査機関に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできる。

第九十四条第二項中「前項」を「前項前段」に、「を受理した場合」を「がされた場合」に、「審査請求を受理した日」を「当該審査請求がされた日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改め、同条第三項中「おいては」の下に「、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十六条　削除

第九十七条の二第五項中「これに係る」を「その」に、「不服がある者」を「ついての審査請求」に、「審査請求をすることができる」を「するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為に係る市町村の長に対してすることもできる。

（建築士法の一部改正）

第二百七十二条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、中央指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（港湾法の一部改正）

第二百七十三条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二の十八中「した」を「行う」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録確認機関の上級行政庁とみなす。

第五十八条の二に後段として次のように加える。

この場合において、当該審査請求のうち不作為についての審査請求については、当該不作為に係る市町村長に対してすることもできる。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第二百七十四条　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条の三中「行なう」を「行う」に改め、「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（道路運送法の一部改正）

第二百七十五条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の三の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（道路運送車両法の一部改正）

第二百七十六条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出しを「（審査請求期間等の特例）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条の規定を適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条及び第三十七条第六項の規定を準用しない」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十五条第六項及び第十八条の規定は、適用しない」に改める。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第百三条の二の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「した」を「行う」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。

第百五条中第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

（土地収用法の一部改正）

第二百七十七条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

目次及び第十章の章名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百三十条の見出しを「（審査請求期間）」に改め、同条第一項中「異議申立て又は」を削り、「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」を「第十四条第一項本文」に、「三十日以内」を「三月」に改め、同条第二項中「第十四条第一項本文」を「第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削る。

第百三十一条の見出しを「（審査請求に対する裁決）」に改め、同条第一項中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、「聞いた」を「聴いた」に改め、同条第二項中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削る。

第百三十一条の二中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第百三十二条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「以下第百三十三条」を「次条」に改める。

第百三十五条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（気象業務法の一部改正）

第二百七十八条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十九中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、気象庁長官は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。